



アカモズ

撮影：原 星一氏

1 種の概要

種名：アカモズ *Lanius cristatus*

亜種名：アカモズ *Lanius cristatus superciliosus*

長野県版レッドリスト（2015）絶滅危惧ⅠB 類

環境省版レッドリスト（2021）絶滅危惧ⅠB 類

長野県希少野生動植物保護条例：特別指定希少野生動植物（2025 年 1 月指定）

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律：国内希少野生動植物（2021 年 1 月指定）

(1)特徴

スズメ目モズ科。全長 18～20cm。5 月頃に日本に渡来し、繁殖後 9 月に飛去する。冬はインドネシアの島嶼部に渡り越冬する。主に昆虫や小動物を採食する。

(2)分布

かつては東日本に広くに生息していたが、過去 100 年間で分布は 1 割以下に減少。2019 年時点で生息が確認されている道県は北海道、長野県、山梨県のみ(Kitazawa *et al.* 2020)。丘陵地や低山地の明るい林やまばらに木の生えた草原を好むとされ、その環境に近い中・南信の果樹園で生息が確認されている。

(3)絶滅危惧の要因

アカモズの推定個体数は全国で 332 羽と少なく (Kitazawa *et al.* 2020)、県内でもここ数年で激減。繁殖状況の悪化（以下①②）が減少要因として指摘されている。

①捕食者による繁殖失敗

果樹園には、ネコ・カラス・外来種であるハクビシンなどの捕食者が生息しており、卵や雛の捕食・巣の落下により、繁殖失敗が発生している。

②人為的事象による繁殖失敗

アカモズの食性は動物食であり果樹園の果実を食べることはないが、果実をつつくとの誤解から農業従事者の手で巣が落とされ、繁殖失敗となることがある。

引用文献：Kitazawa M., Senzaki M., Matsumiya H., Hara S., Mizumura H., 2020. Drastic decline in the endemic brown shrike subspecies *Lanius cristatus superciliosus* in Japan. **Bird Conserv Intl** 32: 78-86.

2 地域における保護活動の現状

2015 年に研究者や有志などにより設立された「長野アカモズ保全研究グループ」が、県内の生息状況を継続的に調査し、保全の取組を実施している。

また、個体数が急激に減少していることが判明したことから、環境省・人間環境大学・保護団体等で構成される「長野アカモズ保全ワーキンググループ」が 2023 年に設立され、保護増殖に取り組んでいる。

3 保護回復事業計画策定の理由

各関係団体等の取組のみならず、一層の保護を進めるため、保護回復事業の目標、事業が行われるべき区域及び内容その他保護回復事業が適正かつ効果的に実施されるために必要な事項を明確にした保護回復事業計画を県が策定する。（条例第 31 条）

計画では、各関係機関・保護団体の役割を明確にするとともに定期的な評価検証の実施等を定める。

なお、県環境審議会から「当該種の特別指定希少野生動植物への指定は適当であるとの答申（令和 6 年 12 月）」を受けた際、保護の実効性を確保するために保護回復事業計画を策定することが必要である旨の意見が付されている。

4 検討体制（案）

本事案について、保護回復事業計画の具体的な内容の専門の事項を調査、検討するため、長野県環境審議会に有識者や実務者等から構成される専門委員会を設置し、議論いただきたい。

5 主な保護回復事業計画の内容及び検討項目（案）

(1) 繁殖成功率の向上

繁殖の成功には、つがいを増やすことが有効な対策であるが、主要な繁殖失敗要因の1つに天敵による巣内雛や卵の捕食があるため、巣を捕食者から守る対策を示す。

（検討項目例）

- ・ネコやカラス、外来種であるハクビシンなどの対策方法の検討
- ・アカモズ生息地付近でノラネコに対する餌やりの禁止と飼い猫の室内飼いの推進の検討

(2) 農業と保護の両立

保護には農業従事者の理解と協力が不可欠であるため、行政や農協が連携してアカモズ保護を呼びかけ、益鳥であることを周知するなど、普及啓発を行う。

（検討項目例）

- ・農業関連の県部署、国機関や農協と連携し、農業従事者への普及啓発方法の検討

(3) 撮影者・観察者による悪影響の回避

野鳥愛好家等が、アカモズの撮影のために営巣場所近くで長時間滞在したり農地への無断立入や無断駐車するなどの事案が発生している。繁殖への直接的な悪影響が懸念されるほか、農業従事者との協力体制に支障をきたす恐れがあるため、これらの行為を防止する対策を示す。

（検討項目例）

- ・悪質な撮影者、観察者の対処マニュアル及び観察ルールの作成の検討
- ・ポスター・チラシなど使った周知啓発方法の検討

(4) 関係機関の連携方法の確立

各機関・研究者・保護団体等が現在行っている保護活動の成果と課題等を検証し、各主体の役割と協力・連携体制を明確にした上で、持続的に保護対策を実施していく体制を作る。

（検討項目例）

- ・環境省と連携して、情報共有を行うとともに役割を明確化するための関係者会議の開催を検討
- ・アカモズの現状などを県民に広く周知し、保護意識を向上させる普及啓発活動の検討
- ・新たな生息地の発見等があった場合の情報提供を市町村等に依頼

6 保護回復事業計画策定の手続き・スケジュール（案）

年度	令和6年度	令和7年度											
月	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
区分	保護回復事業計画の策定												
環境審議会	諮問 （保護回復 事業計画）						中間報告 （保護回復 事業計画）				答申 （保護回復 事業計画）		
希少野生動植物 保護対策専門委員会			○ 専門委員会		○ 現地調査				○ 専門委員会				
指定等の手続き								県民意見 の募集 1か月				公告縦覧 （保護回復 事業計画）	県報告示 （保護回復 事業計画）

希少野生動植物保護回復事業計画について

参考資料 1

1 事業計画について

長野県では開発、里山の利用形態の変化、外来生物、温暖化などの影響により、希少種をはじめとする長野県の豊かな生物多様性が脅かされている。

県では種の保全を図るため、希少野生動植物保護条例により指定種（81 種類）の捕獲規制を実施するほか、指定種の保護回復を図るための保護回復事業計画を策定している。

2 根拠条例

長野県希少野生動植物保護条例（平成 15 年長野県条例第 32 号）

第 31 条 知事は、保護回復事業の適正かつ効果的な実施に資するため、審議会、事業者及び県民等の意見を聴いて保護回復事業計画を定めるものとする。

3 保護回復事業計画策定種

平成 18 年度～令和 6 年度までに 15 の指定種について計画を策定済。

計画策定後、概ね 5 年を経過した計画について、保全対策の進捗管理と計画の有効性を確認するため、令和 6 年度までにのべ 15 種の評価検証を行った。

年度	分 類	種 名	備 考	評価検証
H18	維管束植物	ヤシャイノデ	特別指定希少野生動植物	H25・R5
	脊椎動物	イヌワシ	特別指定希少野生動植物	H25・R6 予定
H19	維管束植物	タデスミレ	特別指定希少野生動植物	H26
	無脊椎動物	オオルリシジミ	指定希少野生動植物	H26
H20	維管束植物	ホテイアツモリ	特別指定希少野生動植物	H29
	脊椎動物	ライチョウ	指定希少野生動植物	H29
H21	無脊椎動物	ミヤマシロチョウ	特別指定希少野生動植物	H30
H22	維管束植物	ササユリ	指定希少野生動植物	H29
H23	無脊椎動物	フサヒゲルリカミキリ	特別指定希少野生動植物	H30
H24	脊椎動物	ブッポウソウ	特別指定希少野生動植物	R3
H25	維管束植物	アツモリソウ	特別指定希少野生動植物	R3
H26	無脊椎動物	チャマダラセセリ	指定希少野生動植物	R4
H27	脊椎動物	シナイモツゴ	指定希少野生動植物	R4
H28	無脊椎動物	ゴマシジミ	指定希少野生動植物	R4
H31	脊椎動物	クビワコウモリ	指定希少野生動植物	—※
R7	脊椎動物	アカモズ	特別指定希少野生動植物	
策定済み 15 種＋アカモズ			検証済み のべ 15 種	

※ クビワコウモリは策定時に評価検証を 10 年後としているため保留

4 計画の策定効果

- ・危機的状況が切迫した指定種について、具体的かつ効果的な保護回復手法を明確化する。
- ・具体的な手法を明示し、県民主体による保護活動の推進を図る。